

遊漁者等の漁具又は漁法の制限の規定の見直し（第 45 条関係）

千葉県漁業調整規則の遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る規定について、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ規定を明確化するとともに制限を見直しました。

1 規則第 45 条第 1 項第 4 号（令和 7 年 6 月 1 日施行）

「貝類徒歩堀」は、潮干狩りなどで「くまで」や小型の「移植ごて」を使用して 砂泥中の貝類を採捕する漁法であるが、遊漁者にとって分かりにくい規定となっているため、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ、くまでや移植ごての寸法を定めて分かりやすい規定とした。

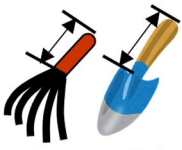
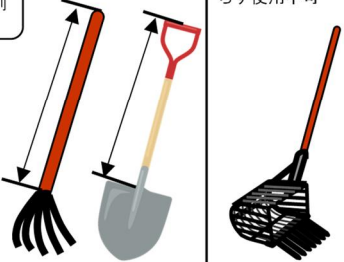
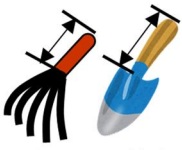
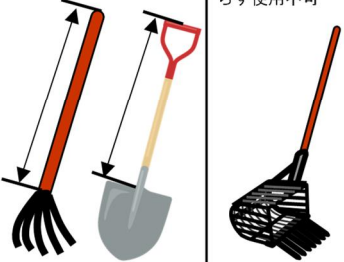
2 規則第 45 条第 1 項第 5 号（令和 7 年 3 月 7 日施行）

「徒手採捕」は、いわゆる「手づかみ」による採捕の規定であるが、前号の貝類徒歩堀の規定と併せると、手づかみの対象が「貝類」と「藻類」に限定され、それ以外の水産動植物を採捕することは認められていなかった。

一方、遊漁がレジャーとして普及している中で、手づかみによる採捕の対象を限定する必要がなくなっており、現在、全国で徒手採捕の対象を限定している都道府県は本県のみとなっている。

このため、遊漁者の採捕実態を踏まえ、徒手採捕の対象を限定しない規定に改正した。

（参考）遊漁者が使用できる漁具又は漁法のイメージ図

改正前		改正後	
貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。） 【第45条第4号】		くまで及び移植ごて（柄の長さ50cm以下のものに限る。） 【第45条第4号】	
使用可	使用不可	使用可	使用不可
大型のものかどうかで区別 	 柄の長さにかかわらず使用不可	柄の長さ50cm以下 	 柄の長さにかかわらず使用不可
貝類徒歩堀のうち貝類の徒手採捕【第45条第4号】 藻類の徒手採捕【第45条第5号】		徒手採捕【第45条第5号】	
対象が水産動植物のうち 貝類・藻類に限定  水産庁HPの図を改変		対象を限定しない  水産庁HPの図を引用	

令和7年6月1日から施行

令和7年3月7日から施行

千葉県漁業調整規則の一部改正 新旧対照表（第四十五条関係抜粋）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遊漁者等の漁具又は漁法の制限） 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>くまで及び移植ごて（柄の長さ五十センチメートル以内のものに限る。）</u> 五 徒手採捕 2～3 （略）	（遊漁者等の漁具又は漁法の制限） 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）</u> 五 <u>藻類</u>の徒手採捕 2～3 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十五条第一項第四号の改正規定は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。